

日本ヘリシス株式会社

2024 年度 安全報告書

この報告書は、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき作成したものです。

2024 年度 安全報告書

はじめに

この安全報告書は、2006年10月に改正された航空法第111条の6並びにこれに基づく航空法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成したものです。

1. 日本ヘリシス株式会社の安全に対する基本方針

安全の維持を組織の最優先事項とします。

私たちの最大の関心はお客様と従業員の安全であり安全こそが会社経営の根幹であると信じております。

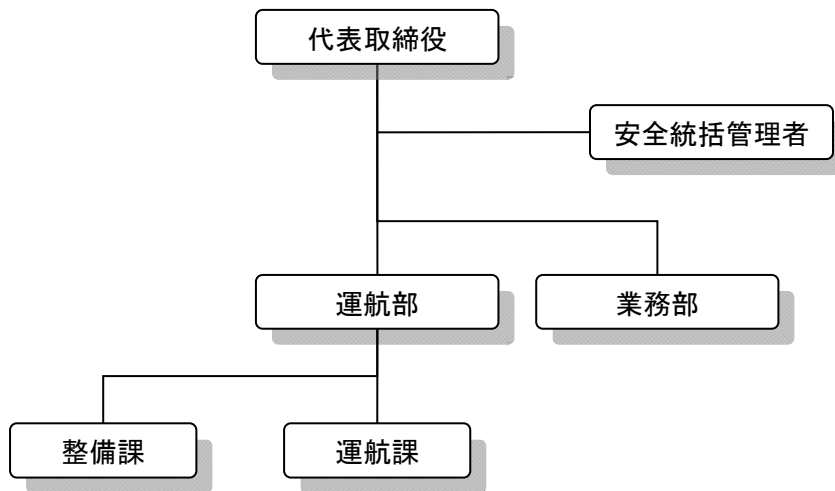
私たちは経営層から現業部門まで全従業員に運航と職場の安全に対する責任があると信じております。

私たちは全ての安全に関する情報を関係者全員で共有することが重要と考え、全ての従業員が安全に関する重要な危険要素や懸念を報告することを奨励します。

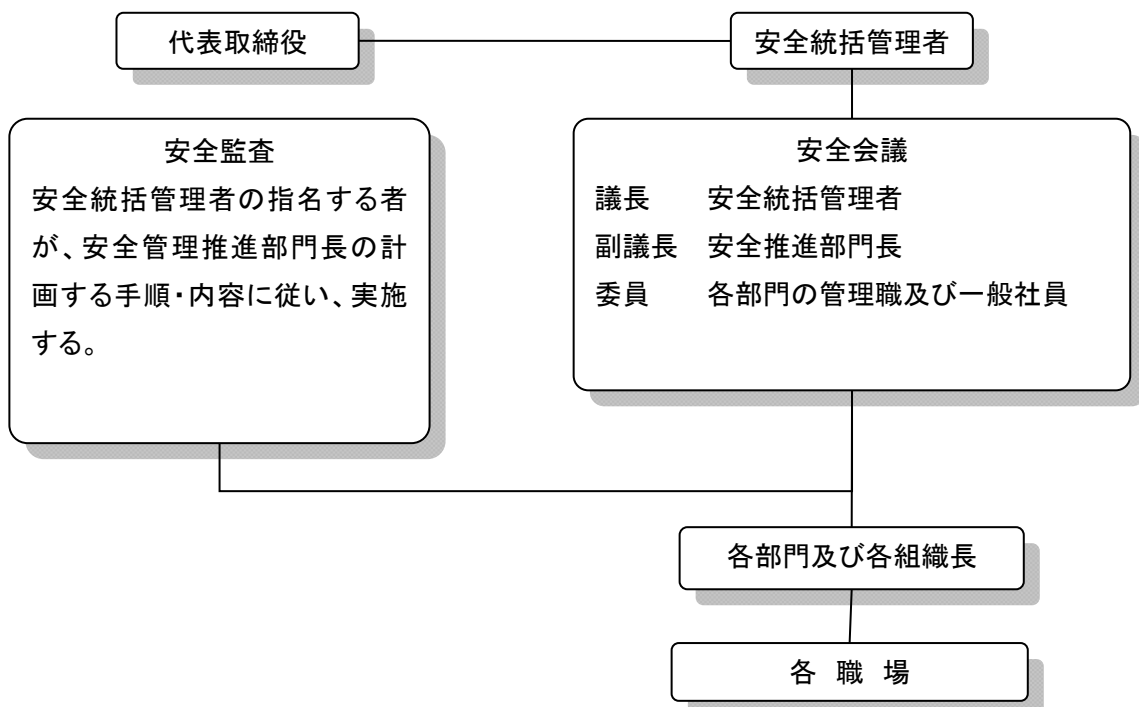
私たちは全ての従業員が安全に関する危険要素や懸念を管理者に報告することに対し、懲罰的な措置をとらないことを誓います。

2. 安全確保に関する組織及び人員

(1) 当社組織の概要



(2) 安全管理体制の機能図



(3) 安全に関する組織と機能

[代表取締役]

- ・ 安全に対するコミットメントを行なう。
- ・ 安全は経営の最優先事項である旨を含めた、安全方針を明示する。
- ・ 安全管理体制が適切で、妥当性があり、かつ有効に機能するために、安全管理体制を定期的に見直し、継続的に改善を行なう。

- ・ 安全管理を統括する安全統括管理者を指名する。
- ・ 安全施策・安全投資に係わる経営上の意思決定に基づく指示を行なう。
- ・ 安全の推進に必要な経営資源の確保と配分を行なう。
- ・ 安全統括管理者から報告された安全に係る事項について、経営上の意思決定に基づく指示を行う。

[安全統括管理者]

- ・ 安全管理の取組みの統括管理者である。
- ・ 安全管理システムの継続的な改善を推進し、安全の監視を行なう。
- ・ 飲酒対策を含む安全施策・安全投資などの重要な経営上の意思決定に直接関与する。
- ・ 安全に関する重要事項について代表取締役様に報告する。
- ・ 会社の飲酒対策の統括管理を行う。
- ・ 事故・インシデントが起きた場合、原因の究明や是正に対する必要な勧告・提言を行なうために、社内体制の設置の発動を行なう。
- ・ 関連部門の組織長への安全に関する助言、勧告、援助を行なう。
- ・ 年度末及び必要に応じて会社の安全に係る事項や取り組み状況について取りまとめ、代表取締役に報告する。
- ・ 安全統括管理者は会社の安全管理システム機能に支障を及ぼさない限り、安全推進部門長を兼任することが出来る。

[安全推進部門長]

- ・ 安全管理体制が有効であり、かつ妥当性があるかモニターし、必要な勧告を行なう。
- ・ 安全統括管理者に安全管理体制の有効性と妥当性に関する事項と、安全管理体制の改善の必要性について報告する。
- ・ 安全に関する事項について、社外(監督官庁を含む)とその窓口業務を行なう。
- ・ 事故・インシデントの社内体制の設置が発動された場合、その事務局を設置する。
- ・ 組織内への安全情報の提供や、安全教育などの啓蒙活動を行なう。
- ・ 安全監査業務を計画し、実施する。
- ・ 代表取締役及び安全統括管理者に対し、監査結果および是正処置の実施状況を報告する。

[管理職社員]

- ・ 部下に対して安全方針・目標、安全情報の周知ならびに業務への展開を行なう。
- ・ 所掌業務が規定に則って行われているかのモニター、及び遵守のための環境整備を行なう。
- ・ 業務に係わる不安全要素の報告奨励と動機付けを行なう。

[一般職社員]

- ・ 法令、規定・基準を遵守する。
- ・ 認定された資格の範囲の業務を確実にこなす。
- ・ 不安全要素の報告及び改善の実施または提案を行なう。

[安全会議]

安全会議は、各部門単位及び職場単位での安全に関する問題点を討議する。各部門における問題点は管理職社員及び一般職社員で解決を図り、安全統括管理者に報告する。職場における問題点は各部門の管理職社員で解決を図り、安全統括管理者に報告する。各部門及び職場で解決できない問題点については、安全統括管理者に報告し、解決を図る。

安全統括管理者は安全会議で挙げた事項を必要に応じて代表取締役へ報告し、是正及び管理・監視状況について随時報告する。

(4) 航空機乗組員及び整備従事者の数（2025年1月1日現在）

航空機乗組員 : 3名

整備従事者 : 1名

(5) 運航管理担当者数

運航管理担当者 : 2名（兼任）

(6) 日常運航の支援体制

- ・ 航空機乗組員に対しては、運航規程に基づき年 1 回の定期訓練及び定期審査を実施しています。
- ・ 整備従事者に対しては、整備規程に基づき年 1 回の定期訓練を実施しています。
- ・ 各部門長は日常業務の状況を的確に把握するため、その遂行する事業全般において発生する安全に関する情報を収集し、収集した情報のうち全社的な取り組みが必要と認められたものについては、代表取締役を含め必要な階層・部門に伝達するよう勤めております。

安全情報の収集のための具体的な手段は、以下の通り；

- 機長、機材不具合報告、ヒヤリハット情報および潜在的な不安全事項等の自発的報告といった社内報告制度。
- 事故、トラブルの原因探求。
- 内部監査。
- 航空機製造者からの情報。
- 関係省庁からの情報。
- 過去の事故・インシデント、トラブル等についての情報（事故調調書、ASIMS、他）。

(7) 使用航空機に関する情報（2025年1月1日現在）

航空機型式	座席数 (席)	機数 (機)	平均使用時間 (時間)	平均機齢 (年)	導入開始時期
ベル式 505型	5	1	275H	6年	2022年4月

3. 法第111条の4の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況

- (1) 事故
なし
- (2) 重大インシデント
なし
- (3) その他安全上のトラブル
なし

4. 輸送の安全を確保する為に講じた処置

- (1) 輸送の安全を確保する為に講じた処置
国から受けた事業改善命令等に該当する事項はなし。
- (2) 輸送の安全を確保する為に講じたその他の処置
 - ① 各部門間の情報の共有
 - ② 法令及び社内規定等の遵守
- (3) 2024年度における安全意識に関する目標とその実施状況、達成度及びその評価
「各部門間での情報と安全意識の共有」、「無事故運航」及び「関連法令及び規定の遵守」を安全に関する目標として掲げ、運航に係る社員が一丸となって努力した結果、安全に支障をきたすことなく運航することができました。
- (4) 2025年度の安全に関する目標
 - ① 各部門間での情報と安全意識の共有
 - ② 無事故運航
 - ③ 関連法令及び規程の遵守
- (5) 2025年度の安全指標及び目標値
 - ① 航空事故発生件数 - 0件
 - ② 重大インシデント発生件数 - 0件
 - ③ 運航規程に定める運用限界を超えた事態の発生件数 - 0件
 - ④ 緊急の操作その他の航行の安全のため緊急の措置を要する事態の発生件数 - 0件
 - ⑤ 毎月確実に安全会議を開催する - 1回以上/月
 - ⑥ 緊急事態訓練 - 3回以上/年の実施
 - ⑦ ヒヤリハット情報の収集と評価 - 12件以上